

平成23年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成23年6月15日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 6号 平成22年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第66号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 議案第67号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第68号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第69号 町道路線の廃止について
- 第11 議案第70号 町道路線の変更について
- 第12 議案第71号 町道路線の認定について
- 第13 議案第72号 高幡身体障害者療護施設組合理約の変更について
- 第14 議案第73号 四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第74号 四万十町窪川ふるさと未来館条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第75号 四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第76号 四万十町税条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第77号 平成23年度四万十町一般会計補正予算（第1号）
- 第19 陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第19まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（19名）

2 番 榎 野 章 君
 4 番 岩 井 優之介 君
 6 番 津 野 吉 得 君
 8 番 緒 方 正 綱 君
 10 番 堀 本 伸 一 君
 12 番 山 岡 義 正 君
 14 番 下 元 真 之 君
 16 番 森 健 吉 君
 18 番 竹 内 常 喜 君
 20 番 宮 地 章 一 君

3 番 田 邊 哲 夫 君
 5 番 中 屋 康 君
 7 番 山 上 利 嗣 君
 9 番 橋 本 保 君
 11 番 林 健 三 君
 13 番 吉 村 アツ子 君
 15 番 下 元 昇 君
 17 番 酒 井 祥 成 君
 19 番 岡 峯 久 雄 君

~~~~~

欠 席 議 員 ( 1 名 )

1 番 橋 本 隆 成 君

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	高 瀬 満 伸 君	副 町 長	渡 部 睦 君
会 計 管 理 者	山 本 靖 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君
企 画 課 長	左 脇 淳 君	庁舎建設担当政策監	森 武 士 君
新産業・まちづくり担当政策監	市 川 敏 英 君	商工観光課長	宮 地 正 人 君
管財契約課長	仲 治 幸 君	農林水産課長	熊 谷 敏 郎 君
建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君	環 境 課 長	山 脇 一 生 君
町 民 課 長	柴 久 幸 君	健康福祉課長	山 川 明 彦 君
税 務 課 長	敷 地 敬 介 君	上下水道課長	高 橋 一 夫 君
教 育 委 員 長	中 岡 全 君	教 育 長	宮 崎 勲 君
教育次長兼学校教育課長	岡 澄 子 君	生涯学習課長	野 村 和 弘 君
農業委員会会長	林 幸 一 君	農業委員会事務局長	永 尾 一 雄 君
代表監査委員	松 本 悟 志 君	総務課副課長	山 本 康 雄 君
総務課財政班長	山 脇 光 章 君		

太正総合支所

支所長兼地域振興課長	武 内 洋 介 君	町民生活課長	武 市 宏 美 君
------------	-----------	--------	-----------

産業建設課長 下 藤 広 美 君 大正診療所事務長 林 正 憲 君
十和総合支所

支所長兼地域振興課長 岡 本 順 一 君 町民生活課長 杉 内 和 一 君
産業建設課長 林 久須男 君 十和診療所事務長 酒 井 寿 哉 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長 田 辺 卓 君 次 長 武 田 枝 里 君  
臨時事務補助員 池 田 沙 也 君

~~~~~

午前9時28分 開会

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより、平成23年第2回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に、1番橋本隆成君から欠席届があっております。

これで報告を終わります。

暫時休憩をします。

午前9時29分 休憩

午前9時31分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により6番津野吉得君及び16番森健吉君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日6月13日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長 山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） 皆さん、おはようございます。

一昨日の6月13日に議会運営委員会を開きまして、お手元に配付のとおり、会期は本日15日から6月24日までの10日間と決定をいたしております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（宮地章一君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の6月15日から6月24日までの10日間であります。

お諮りします。

平成23年第2回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、平成２３年第２回定例会の会期は本日から６月２４日までの１０日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましてはお手元に配付のとおりでございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第３ 諸般の報告を行います。

地方自治法第１９９条第４項並びに同法同条第２項の規定による、定期監査・行政監査の報告及び地方自治法第２３５条の２第３項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管をしておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第１２２条議員の派遣について、その結果を報告します。

平成２３年４月９日に高知市の高知会館で開催されました、平成２３年度高知窪川会春季大会に議長、酒井副議長、山岡議会運営委員長、津野議員が出席をしました。

平成２３年５月１７日から１９日に東京都のメルパルクホールで開催されました、「第３６回町村議会議長・副議長研修会」に議長、酒井副議長、田邊局長が出席をしました。

平成２３年５月１８日に窪川警察署で開催されました、「平成２３年度四万十町地域安全協議会総会」に橋本総務常任委員長が出席をしました。

平成２３年５月１９日に四万十農協で開催されました、四万十町地域農業再生協議会設立総会に槇野議員が出席をしました。

平成２３年５月２７日に四万十町窪川農村環境改善センターで開催されました、第４回四万十川桜マラソン大会実行委員会総会に議長、酒井副議長が出席をしました。

平成２３年６月１１日から１２日に東京都の大衆割烹大樽で開催されました、東京四万十会に議長、緒方議員、下元真之議員、田邊局長が出席をしました。議長会の件につきましても、お手元に配付をしておりますのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第４ 行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出があっております。

これを許可します。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 本日、議員の皆さんのご出席をいただきまして、平成２３年６月町議会定例会が開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。

開会に当たりまして、3月定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、何点かご報告を申し上げます。

まず最初に、東日本大震災への対応についてでございます。

去る3月11日に発生をしました東日本大震災では多くの皆さんが犠牲となられ、いまだに多くの行方不明者もいると報道もされております。亡くなられた皆様方に心からご冥福をお祈りするとともに、いまだご苦勞をされておられる被災者の皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

四万十町におきましても、海岸部に大津波警報が発令をされ、2日間にわたって警戒をしたところでございますが、幸いにも本町には被害の報告はなかったところでございます。

今回の被災地に対しての対応でございますが、発生後直ちに四万十清流消防署から災害救助に2名の職員が派遣をされ、また、町といたしましても医師や保健師の派遣も行っているところでございます。

さらに、宮城県多賀城市から被災支援の職員の派遣要請がありまして、5月23日から2名の職員を派遣し、以後交代で6月末日まで8名の職員を派遣することといたしておりまして、人員の支援につきましては、今後も被災地からの応援要請があり次第、適宜対応してまいりたいと考えております。

また、義援金につきましては、町内各種団体や企業からも多額の義援金が寄せられましたし、社会福祉協議会と区長会が行った募金につきましても、多数の町民の皆様の協力によりまして、合計で2,000万円を超える募金が寄せられたところでございます。

また、町といたしましても災害後直ちに500万円を送らせていただきました。さらに、支援物資につきましても町民の皆様の支援もいただいたほか、町の災害備蓄品からの物資も加えまして、飲料水、毛布、紙おむつ等々、トラックで3台分お送りしたところでございます。

このたびの大震災につきましては、大変多くの町民の皆様の温かいご支援をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。

また、町といたしましても近い将来必ず発生すると言われております南海・東南海地震に向け、津波を初めとする防災対策を最優先に取り組んでいかなければなりません。

また、一方では、本町におけます公共事業の進捗等について、この大震災の影響も徐々に出てきており、心配もされるところでございますが、町としましては国庫補助金等、国

の動向も見極めながら、総合振興計画等に基づき、粛々と事業を進めていくつもりでございますので、ご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、平成22年度一般会計決算見込みについてでございます。

平成22年度一般会計の歳入歳出決算見込みにおきましては、歳入総額174億7,173万円、歳出総額166億7,119万円。歳入歳出差し引き額8億54万円で、うち翌年度への繰り越すべき財源が1億6,450万円となっております。実質収支額は6億3,604万円と見込んでおります。

歳出総額の前年度比較では第三期ケーブルシステム整備や国の補正に伴う地域活性化交付金事業など、平成21年度繰越明許費事業に係る決算分21億5,136万円を初め、ホビー館整備、金上野町営住宅の建設、消防庁舎建設や大正中学校の改築事業などの大型施設の建設によりまして、歳出では対21年度決算比8億9,189万円、5.7%の増加となったところでございます。

現在、決算調整と分析等を行っておりますが、地方の財源不足が拡大する中、財政力の弱い団体への配慮など、11年ぶりに増加された地方交付税は本町におきましても4億7,651万円の増加となり、また、今後の公共施設の整備に対し、施設等整備基金も5億円余りを積み立てることができました。

平成20年度から国の補正予算による追い風もありまして、前倒しも含め有利な補助事業などを行ってきましたが、引き続き平成23年度へ繰り越す事業費5億9,667万円につきましても、総合振興計画前期実施計画の最終年度である本年度予算と一体的に地域活性化施策の推進を図ってまいります。

なお、9月の定例会におきまして、決算認定として提案する予定でございますので、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げ、ご報告とさせていただきます。

続きまして、生活交通の再編についてでございます。

町内各地域におきまして過疎化、高齢化が年々進み、高齢者等の移動手段の確保が急務となっております。

このような状況の中、町では、平成20年度から21年度にかけて、「四万十町生活交通再編基本方針・行動計画」を策定し、その方針に基づき、生活交通の再編の取り組みを進めております。

そこで、まずは公共交通の空白地域が最も多い十和地域から再編を行うこととし、本年2月から十和地域で4路線を設定し、路線バスの試験運行を行っております。

試験運行バスの特徴としまして、各地区での運行は週1回に限定をされますが、運行日には5往復程度の頻発運行を行い、診療所の受診や買い物、JRへの乗り継ぎといった複数の目的地への移動を可能とすることにより利便性を向上してまいります。多いときには1日30人程度の利用がある地域もございまして、利用者からは「通院や生活用品の買い物など週1回でもあれば助かる」と、そういった感想もいただいております。過疎、高齢化地域におけます移動手段の確保の重要性を実感いたしております。

また、利用者同士の交流や移動先での交流など、新たなコミュニケーションの場づくりにもなっており、商店街の活性化にもつながるのではないかと期待もいたしているところであります。

今後は本路線を本格運行に向け進めていきますとともに、本年度大正地域においても試験運行を行っていく計画でございます。

続きまして、集落担当職員制度でございます。

本年度から新たな取り組みといたしまして、「集落担当職員制度」を町内全域でスタートをさせました。この制度につきましては、全集落に出身職員等を中心に数名を集落担当者として配置をし、区長さんを初め、集落の皆さんと連携を深めることで行政と集落とのパイプ役を担うものであります。

本年4月からは四万十町まちづくり基本条例が施行をされ、住民が主体となったまちづくりの考え方や、住民自治の確立が明確に示されました。今回の「集落担当職員制度」の取り組みは四万十町まちづくり基本条例の理念でもあります「情報の公開と共有」の仕組みづくりの重要な手段であると考えているところでございます。

先月連休明けから本格的に集落訪問活動を開始をし、今後は集落の皆さんと気軽に声をかけ合える信頼関係の構築を目指したいと考えております。新しい取り組みということもありまして、活動が続ける中で課題等も出てこようかと思っておりますので、制度の見直しも行いながら町民の皆さんと一緒に、より良い制度にしていきたいと考えております。少しでも集落の元気につながる制度となるよう、取り組みを今後も進めてまいります。

次に、庁舎の建設についてご報告を申し上げます。

新庁舎建設につきましては、3月定例会におきまして、各種設計委託費、JR四国の用地及び物件移転補償費等総額5億9,500万円余りの予算を承認いただき、現在公募型プロポーザルにより、基本設計業者の選定準備を行っております。

今回のプロポーザルでは県内外合わせて23の設計業者からの技術提案があり、第1次

審査を５月１８日に開催をし、提案内容のすぐれた５社に絞り込みを行い、明日第２次審査を実施し、基本設計業者を特定することといたしております。

また、ＪＡ四万十と価格面での調整がほぼ終了いたしましたので、用地購入物件移転補償費として、約２億２，８００万円の補正予算案を本議会で提案をさせていただいております。

今後は、９月を目処に基本設計を終了するとともに、土地収用法に基づく事業の認可、都市計画法による開発協議等の法的手続に入りたいと思っております。

建築構造につきましては、耐震性、建築コスト、町内林業等への経済効果等について総合的に検討をし、基本設計終了時をめぐり主体構造を決定したいと考えております。

高速道路の窪川インターチェンジ開通が目前に迫っている中、新庁舎につきましては町民に開かれた自治の中核として、また、町民の憩いの場となり、本町まちづくりの拠点施設となるよう、関係機関等との調整を図りながら平成２５年度末の完成を目指し、建設計画を進めたいというふうに考えております。

続きまして、十和複合施設の建設についてでございます。

十和総合支所複合施設につきましては、現在十和地区の有識者と職員で構成をした十和複合施設等建設委員会で基本設計案を策定し、６月３日から６月２３日までの間で意見公募により町民の皆様や、地域審議会の中でご意見をいただくことといたしております。今後、この公募や審議会等で出された意見を参考にしながら、７月初旬をめぐり、最終的な基本設計書を作成いたしたいと考えております。

基本設計案におけます十和複合施設の構造につきましては、町産材の利用促進を主眼に置いて協議を進めてまいりましたが、先ごろ発生をしました東日本大震災による教訓や、十和地域の防災拠点であり、災害避難施設として住民の皆様の安全確保を最優先とした場合、強固な施設整備が必要であること、また、整備予定地であります十和総合開発センターの跡地は急傾斜地崩壊危険箇所でありまして、土石流危険渓流区域内でもあることから想定されるがけ崩れ・土石流災害にも耐えられる施設として鉄筋コンクリートづくり、一部３階建ての計画といたしましたが、併せまして、外装、内装ともに木材をふんだんに使用した木質化で整備をすることにより、木材の利用の促進と住民の皆様に親しみの持てる施設にしたいと計画いたしましたところであります。

今後の予定につきましては、７月中旬より十和総合開発センターの解体・撤去工事を実施をしまして、土地の造成等が終わり次第、複合施設の整備に着手をし、来年９月ごろに

完成をしたいというふうに考えております。

次に、四万十町ホビー館のオープンについてでございます。

四万十町ホビー館のオープンにつきましては、当初4月29日オープン予定で準備をいたしておりましたが、東日本大震災の関係で7月9日に延期をし、最終準備に入っているところでございます。

このホビー館につきましては、本町の観光の目玉施設として、また、平成25年4月に開通いたします高速道路の効果も生かして、観光客の誘致を図り、四万十町全体の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

また、きらら大正で同時開催の「ギネスに挑戦 世界のプラモデル展」につきましては、9月25日までの開催となっております。

続きまして、四万十町立小中学校適正配置計画の状況について、ご報告を申し上げます。

平成20年度に策定をいたしました四万十町立小中学校適正配置計画におきまして、平成23年4月に統合予定でありました家地川小学校、若井川小学校、志和小学校はそれぞれ3月20日に閉校式を行い、川口小学校、窪川小学校、東又小学校に統合をいたしました。現在、子どもたちもそれぞれの学校になじんだ様子で学校生活を送っております。

そして、平成24年4月に窪川小学校へ統合予定でありました口神ノ川小学校、丸山小学校につきましては、保護者の同意及び地域のご理解をいただき、現在学校間の交流学习や閉校に向けての取り組みを進めているところであります。

その他の学校につきましては同意には至っておりませんが、「保護者、地域住民の理解と協力を得ながら進めていく」という基本姿勢のもと、児童・生徒数の推移や教職員の配置等の状況を見ながら、今後とも継続的に協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、国の文化財の指定についてご報告を申し上げます。

昨年7月に文部科学大臣に国指定の文化財（天然記念物）の指定につきまして意見具申をしておりました、四万十町小鶴津の地質帯「興津メランジュ」及び震源断層「シュードタキライト」につきましては、本年2月に官報に告示をされ、正式に国の文化財（天然記念物）に指定をされました。また、合わせまして、意見具申をしておりました管理団体としての指定につきましても、3月に官報に告示をされ、管理すべき地方公共団体として四万十町が指定を受けたところでございます。

このことによりまして、今後は国の支援を得ながら管理団体として、指定対象地域の効果的な保護管理や活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきますが、震災への影響がどのような形で波及してくるのか、２３年度への事業等の影響、心配されますが、今後も安心・安全なまちづくりに向けまして、総力を挙げて取り組んでまいります。議会議員、そして、町民の皆さんのなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、行政報告を終わります。

○議長（宮地章一君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。

日程第５ 報告第６号を報告後、日程第６ 承認第７号及び日程第７ 議案第６６号から日程第１２ 議案第７１号までの６議案を上程説明、審議、採決後、日程第１３ 議案第７２号から日程第１８ 議案第７７号までの６議案は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第１９ 陳情は、それぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第５ 報告第６号平成２２年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を行います。

提出者の報告を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、報告第６号平成２２年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

本報告につきましては、平成２２年度予算におきまして繰越明許費のご承認をいただいております各事業につきまして、平成２３年度へ繰り越す額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、繰越額並びに財源内訳等について、議会に報告をするものでございます。

十和総合支所複合施設建設事業、町道新設改良事業、大正中学校整備事業、きめ細かな交付金事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業など、総額５億９，６６７万４，０００円の繰越額となっておりまして、内訳は総務費５，２３０万３，０００円、民生費９，８６４万８，０００円、衛生費４，３８０万円、農林水産業費１億１，９７９万１，０００円、商工費１，８４６万６，０００円、土木費１億６，８００万８，０００円、消防費１，３４０万９，０００円、教育費８，２２４万９，０００円となっております。各事業

の繰越額並びに財源内訳につきましては、それぞれ繰越計算書のとおりとなっております。

以上、平成２２年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（宮地章一君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第６ 承認第７号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 承認第７号専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本議案は議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分に付しました平成２３年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第１号）について、同法同条第３項の定めるところにより報告をさせていただくとともに議会の承認を求めようとするものでございます。

専決処分に付した補正内容につきましては、平成２２年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計におきまして歳入が歳出に対し不足をし、決算収支が赤字となる見込みが生じたため、地方自治法施行令第１６６条の２の規定に基づき、平成２３年度予算において繰上充用金を計上したものであります。

決算で歳入不足が生じた原因としましては、患者数の見込みによる１款の診療収入が予想以上に減少し、予算額を大幅に下回ったことによるもので、また、補正予算の編成時期では見込むことができなかったためでございます。第１表歳入歳出補正予算のとおり、繰入金として財政調整基金を繰り入れるとともに、歳出では繰上充用金を計上し、歳入歳出それぞれ６５０万円の補正予算となっております。

今後は、患者数や診療収入の的確な推移と、そして決算見込みの早期把握に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。ご承認のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは、承認7号専決処分の承認を求めることについての案件について質問してまいりたいと思いますが。

説明資料もいただいております。内容は理解できます。が、専決がこの時期、6月までまずこうずれ込んだのはなぜか。ここにも書いてますように、4月1日から31日までの間の繰上充用することが決まっているということの中で、本来は3月末をもって、およそ患者数の増減については、恐らく4月の段階でそこそこやろうと思えば、患者数の減、ある程度歳入が減るだろうという予測が立つのではないかと私は考えるがですね。

5月10日に臨時会がありました。本来は10日の臨時会に向けて、それぞれ担当が上げるべきものではないかなと。何でも専決にすればいいわという基本的な考えはないとは思いますが、やはりそれだけの理由があって、5月10日には臨時議会がある。なぜ10日の臨時会で提案できなかったのかどうなのかわかりませんし、この1,300人余りの患者数が減ったというのは、診療所は特別会計ですので、当然収益を上げないかながでょうが、ある面ではこの1,300人の方々、特に老人の方だと思うわけですが、書いてますように、まあ病院に来ることが必要なくなったのかどうなのかという1つの分析ができていいのかどうなのか。なぜ、この1,300人余りが見込みよりも減ったというのは、原因としては、何が原因でこういうことになったのかという分析をされているのかどうなのか、その点、お伺いしてみたいと思います。

○議長（宮地章一君） 十和診療所事務長酒井寿哉君。

○十和診療所事務長（酒井寿哉君） 患者数の減につきましては、ちょっと分析はさせていただきます。

まず、死亡、それから他施設への入所、そういうふうな関係で減ってきたものと思います。ただ、1,300人という数字につきましては、年間の患者数の減ということですので、どう言いますか、全体、人口減というふうなとらえ方ではないですが、まず高齢化による入院、それから施設への入所、そういうふうな分析をしています。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 繰上充用金の補正が5月末の専決になったという、その時期になったというご質問に対してお答えをしたいと思います。

確かに議員さんおっしゃられたとおり、患者数でありますとか、診療収入についてはも

っと早い段階で不足が生じるということについてはわかっておったということですが、あくまでも平成23年度の予算に繰上充用金を計上するということですので、その出納整理期間に金額を精査し、繰上充用金の額を確定し、補正をするということでございますので、出納整理期間のぎりぎりの時点まで待って精査した数字を計上させていただくということで専決処分をさせていただいたということでございます。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 答弁をいただいたわけですが、一方では大正診療所もあるわけですね。ここはこういった形ではなっていないということは、まあ1つはテクニックの問題なのか私はわかりませんが、それであればすべての会計が出納閉鎖を待ってですよ、待ってというか、そこまでにやればいいじゃないかと。そうしたら、正確な精密な決算が出てくるというふうに思われなくても私はないわけですね。こういうことが何でもかんでも許されてええとは私は思ってませんので。

ただ、言いたいのは、3月末が年度末じゃと。で、2カ月、10日までにでき得ない現実があるのかどうなのか。そこを私は、というのは、言いましたけども、5月10日に臨時会があったと。それに間に合わそうという努力をしたけども、6月定例会しか提案できなかったという理由があれば私は納得はするわけですが、10日までにはできんという理由があったのかどうなのかという点です。

それと、まあ原因としては、当然1,300人の方々、1,300人減ったわけじゃない。それ、当然週何日か患者さん来ますので、人数がどれぐらいかわかりませんが、死亡と、他の施設の入院ということですので、十和診療所にはありませんが。

そしたら、分析的に、患者さんが大正の診療所へ移行したとかそういう分析的なものは連携とれますのでね、簡単に。今、カルテも簡単にとれるがでしょう。そこら辺までなのか、十和診療所が例えばどうも余り良くないという意識の中で他施設でね、治療と診察等に行ったのかどうなのか、そこら辺までは分析はできてませんか。

○議長（宮地章一君） 十和診療所事務長酒井寿哉君。

○十和診療所事務長（酒井寿哉君） ちょっと言葉が足りませんで、申し訳ございません。

入院等につきましては、極力大正診療所のほうへ優先をさせてもらっておりますけれども、病状につきましては、病状によりましては、くぼかわ病院、それから宇和島の市立病院、そういうふうなところへの入院が主なところでございます。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 患者数の見込み、それと診療収入の見込みについては大体3月補正が最終となっております、1月末に財政のほうに提出をしなければなりません、私も診療所の事務長を長年やっておりまして、この診療収入の見込み推移というのを最終的に把握をするというのは非常に難しいところがございます。

特に1月、2月、3月といいますのは、高齢者の方にとっては風邪で、外来で非常に来られるわけですが、それによって大きく変動してまいりまして、それを、大体こう見込みを行いながら、最終的に診療収入は幾らになるかという推移を立てていくわけでございます。その推移に基づいて、最終の3月の補正を、若干診療収入を低めに抑えていくわけでございますが、今回の場合は事務長のほうからご説明がありましたように、そこらあたりのいろんな原因もあったことと思いますが、患者数の推移、そういったものを的確に把握することにも若干欠けていたのではないかなという反省もしているところでございまして、患者数、あるいは診療収入を多目に見込むということではなくって、やはりぎりぎり厳しい線で見込む、そういったシビアな対応をしていかなければならないのではないかなというふうにも思っているところであります。

また、ご承知のように診療収入につきましては、3月に行った診療報酬等については、国保連合会のほうに提出をいたしまして、それが返ってくる確定が4月から5月ということになってまいります。どうしても2カ月ぐらい遅れてまいりますので、最終の確定、それができるのが若干ずれ込むということで、5月の臨時会には間に合わなかったということでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより承認第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第7号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この表決は起立により行います。

承認第7号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、承認第7号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第7 議案第66号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第66号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、人権擁護委員「山本美知代」氏の本年9月の任期満了に伴う後任者につきまして、高知地方法務局長からの推薦依頼に対するものでございまして、四万十町久保川8番地6、「山崎邦雄」氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

山崎氏は旧十和村役場退職後、平成17年7月29日より旧十和村議会議員、平成18年3月20日から平成19年2月10日までは四万十町議会議員、また、平成22年6月15日からは地域審議会委員として幅広く活躍をされておられ、地域の人々の信頼も厚く、人権擁護委員として最適任であるというふうに確信をするものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この議案につきましては質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、質疑・討論は省略することに決定しました。

これより議案第66号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

四万十町久保川8番地6、「山崎邦雄」君を適任とする意見の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、山崎邦雄君を適任とすることは可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第8 議案第67号工事請負契約の締結について、日程第9 議案第68号工事請負契約の締結について、以上議案第67号から議案第68号までの2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第67号及び議案第68号工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第67号でございますが、本議案は四万十町窪川B&G海洋センターが開設後20年を経過をし、老朽化が著しいことからプール等の改修工事を実施するものでございます。

この改修工事につきましては平成22年度において設計を行っておりますので、本年度は、その設計に基づきまして工事を発注するものでございます。

工事内容につきましては、鉄骨平屋建て、延べ面積1,125㎡のプール室の床の張り替え、プール塗装塗り替え、外壁サッシの取り換え、便所・更衣室の床張り替え等、老朽化部分等の大規模改修を施工するものでございます。

この工事の入札の状況でございますが、4月22日に四万十町公告第12号により地域密着型一般競争入札の公告を行ったところ、5社より入札参加の申請があり、確認の結果、全社に参加資格があることが確認をされ、去る5月20日に5社による一般競争入札に付しましたところ、有限会社三浦建設が6,400万円をもって落札をいたしましたので、落札価格に5%の消費税320万円を加え、6,720万円にて工事請負契約を締結しようとするものでございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

なお、この議案につきましては、後で野村生涯学習課長のほうから補足の説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第68号でございます。

本議案は、仁井田地区統合保育所の建設でございますが、仁井田保育所の敷地が借り地であったこと、また、建物の耐震化が課題であったことなどから、同保育所を影野保育所と統合し、新たに仁井田地区統合保育所として、保護者が安心して子どもを預けることができる保育所として整備を行うものでございます。

今回の新築工事は、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、太陽光発電工事を分割発注で行い、財源につきましては過疎債を活用し、建築工事までを町が行い、完成後の保育所の運営につきましては窪川児童福祉協会に委託をするものでございます。

この工事の入札状況でございますが、4月28日に四万十町公告第14号により条件つき一般競争入札の公告を行ったところ、16社より入札参加の申請がありまして、確認の結果16社に参加資格があることが認められ、去る5月27日に入札辞退1社を除く15社により一般競争入札に付しましたところ、高知市葛島4丁目5の14、中勝建設株式会社が1億4,107万円をもって落札いたしましたので、落札価格に5%の消費税705万3,500円を加え、1億4,812万3,500円にて工事請負契約を締結しようとするものでございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上、2議案ご審議の上ご決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 生涯学習課長野村和弘君。

○生涯学習課長（野村和弘君） ただいま町長より議案第67号平成23年度四万十町窪川B&G海洋センタープール棟改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について提案理由の説明がありましたが、工事内容につきまして、私のほうより補足説明をさせていただきます。

まず、その説明の前に、平成23年度第2回四万十町議会定例会の議案説明資料のほうの差し替えのほうをお願いしたいと思います。お手元のほうにお配りしておりますが、議案第67号の件でございますが、6ページ、平面図・立面図改修部分の図面の表示のほうですが、印刷のときに少し赤い部分がずれたことがありましたので、差し替えということで資料をお願いしたいと思います。

それでは、説明をさせていただきます。

本施設は平成3年度に開設し、約20年が経過し、年数の経過とともに各所に劣化や亀裂が見られ、プールの腐食や電気設備の不具合、温水の漏水、外壁や更衣室等の改修が必要な状況となっております。このことから本年度と来年度の2カ年計画によりまして改修工事を行うこととしております。

本年度につきましては、床面積2,803㎡のうち事務所、体育館等を除くプール棟と便所及び更衣室部分1,125㎡を改修工事をするものであります。先ほどの差し替えの資料の赤く塗った部分の工事の範囲となっております。

工事内容につきましては、本日、またそれとは別にお配りしました資料に基づき説明させていただきます。

資料のほうですが、まず工事概要を書いた1枚のA4の用紙、それから平面図でございますが、図面を2部つけております。そちらのほうを見ていただきたいと思います。

まず、プール内部のほうでございますが、塗装が剥離したということで、全面塗り替えということにしております。

それから、2番、プールサイドの床につきましては剥離等の劣化が著しいということで全面張り替えを行います。

プールの天井につきましては、さび等の劣化があるということで、下地ともやり替える工事となっております。

プール壁、これ、外壁でございますが、耐水性が低いいため剥離とか亀裂があり、また今度、耐水性の高いセメント瓦に全面張り替えを行うものです。

窓サッシにつきましては、外壁材の張り替えに伴いまして、サッシのほうを取り換えるということになっております。そして、サッシのガラスでございますが、耐震性等を考慮しまして、飛散による危険性を防ぐために安全強化ガラスに取り換えを行うものでございます。

屋根につきましてはさび等の劣化があるということで、カバー工法でふき替えを行うものです。天窓につきましては、汚染、汚れているところもありますし、危険ガラス、一部ひびなんかも入っているところがありますので、きれいに美装、取り付け直しをしまして、安全な紫外線カットガラスに張り替えるということになっております。

更衣室・便所につきましては剥離等の劣化がありまして、全面張り替えを行うということとであります。

便所間仕切りににつきましては、和便器を洋便器に替えるという工事がありまして、その

関係でトイレ室内が狭くなるということで、それをやや広げるという工事になっております。それが3カ所でございます。

以上でございますが、上記に伴う解体撤去とかその他の工事費等一式ということになっております。

なお、工期につきましては議決の翌日から11月30日までとなっておりますが、その間プールのほうが休館となります。今のところプール休館期間は、8月1日から工事期間終了の11月30日までを休館の予定としているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは、工事請負契約の締結についてですが、町長が説明の中で、67号については地域密着型だということで町内の業者を一般競争入札で行ったと。片や、68号の工事請負の締結については、条件つき競争入札、一般競争入札ということで、多くの業者が入札に参加し、高知市内の業者が落札をしたという報告です。

67については言うことはありませんが、この入札の記録を見ると、たまたま最低制限価格と1回目の入札が、全く同額の業者が4業者あるということを見たときに、単純ですが、確かにそれぞれ業者さん、今、見積もりが詳しくコンピューター等に出せるということは前々から聞いておりましたけれども、4業者が最低価格と同じ額だというのは非常にこうまあ不思議。結果でしょうが、不思議だということと併せて、同じ最低価格の中でも地元業者も札を入れたという結果を見たときに、町長、なぜ68号の、この仁井田保育所については条件付きの一般競争入札を行ったのか、ちょっと私には67と68のさび分け、なぜ町内と県内の業者にせないかんかというのがちょっとわかりませんし、この結果を見て町長、最低制限価格と全く同じ価格が4業者というのは、町長自身これを見てどう思いましたか。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

四万十町の建設工事業者の選定委員会の委員長ということでございますので、どういうことで、B&Gの海洋センターにつきましては地域密着型の一般競争入札と、それから仁

井田統合保育所につきましては条件付きの一般競争入札とした経緯でございますが、B & Gの海洋センターにつきましては予定価格が6,640万ということでございまして、建設工事の場合には4,500万を超えて下請けに出す場合には特定建設業の許可を持ってないと請負ができません。この場合にうちのほうも、B & Gでございますが、6,640万ということでございまして、4,500万を超えて、超えないだろうというような思いがありまして、地域密着型でやった経緯がございます。

一方、仁井田統合保育所につきましては、金額が1億5,674万5,000円という予定価格でございますので、これにつきましては当然下請け工事が4,500万を超えるということであれば、特定建設業の許可を持ってない業者に発注することはできないということございまして、指名審査委員会の中でもいろいろ協議をした結果、町内で特定建設業の許可を持っておる業者が3社、その時点では3社しかおりませんでしたので、3社だけで入札するというのは、指名競争入札でも5社以上といったような決まりもございしますので、地域密着型ではなくて条件付きの一般競争入札にさせていただいたところでございます。

それから、議員さんご指摘の最低制限価格ぴったりの4業者ということでございます。実はうちのほうは予定価格については事前公表ということでやっております。最低制限価格については事前公表はせずに、事後の入札結果の公表の中で予定価格も落札制限価格も、それから入札の経緯等についても閲覧して確認できることになっております。それを見れば過去の、今年の入札、去年の入札、ずっと見ていけばある一定予想がつくような形になってます。私も4社がそろったということで、管財契約課のほうへ出向いて、自分でもちょっと確認してみましたら、過去の入札結果を見ればこの数字が予測できるといった状況になっておりました。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 副町長から答弁をいただきました。

まず、68号仁井田の保育所ですが、この入札記録の中では、町内の業者が、ここに書いてあるのは井原組でしょ、田邊建設でしょ、生田組、三浦さんだそうですね。4業者が入札に参加したということのようですが、町長、確かに5業者要るということですか、金額が多ければ必ず。ということは、このまま推移をしていくと、まあかなり大きい工事については町内業者だけでは発注ができんということが続くということですね、庁舎建設も

含めて。いうことに想定がされるがじゃないかなと思うわけですが、その基準が僕も、ちょっとその入札に参加する基準というのはわからんわけですが、これだけ仕事が少ない中で何とかそういう町として、町内の業者にできるだけ工事をとってもらおうという努力ができんから、まあこういう結果になったかしれませんが、方法がないのかということと、県内業者で最低制限価格があって、まあ極端にこれ、下げれんがですわね、入札は。たまたま地元の業者さんが、最低の制限価格の中におりますわね、1業者。そういった中では努力はされて、とろうという決意があると思うわけですよ。そういった意味ではもったいないなという、私自身これを見たときにですよ、思うところです。

それと、副町長の答弁の中で、最近の入札状況を見ておれば大体最低制限価格がわかるだろうという答弁のようですが、私が副町長の答弁聞いたらですよ。過去の何回かの計算したら、大体予定価格の何%を掛けたら最低価格ということがわかれば、これは普通は町長しかわからんがでしょう。だから、決めるがでしょう。だから、これを切ったら入札はいかんということになるがでしょうが、過去の推移の中で大体予定価格は公表をすると。それに何ぼを掛けたら最低じゃいうたら、誰でも単純な計算、掛ければ出るということは、最低制限価格というのはあってないようなものですわね、はっきり言うたら。

そんな町長、方法でやっていいですか。わかりや、だれでも最低価格でとりたい場合は入れますわね。それを平然と今後見過ごすがですか。努力せないかんがじゃないですか。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） 議員さんご指摘のように、私どもも町内で発注できてやれるものについては、可能な限り町内発注ということでございまして、そういう努力もしゆうところでございます。

ただ、仁井田保育所、先ほど申し上げましたように、指名審査委員会、公告した時点等につきましては、指名審査委員会を開催した当時は、特定建設業の許可を持っている業者が3社しかいなかったという事実がございまして、3社だけで入札するのはどうかというところも審査委員会のほうでもいろいろと検討もしました。指名競争入札の場合には5社以上と、原則5社以上というような規定もございしますので、やはり入札の公正さを保つには、5社ぐらいは最低必要じゃないかなということで、その後、今現在はその後、1社、2社、特定建設業の業者が、許可を得た業者が増えました。5社合計おりますので、これからの発注等については5社も確保もできておりますし、そういう、できる限り町内発注に向けて努力はしていきたいというふうに思っております。

それから、最低制限価格が予想できると言いました。これは、うちの公表基準に基づいて公表を今までしてきておりました。去年の22年度のデータも、私も一応全部見たところ、ある一定予測ができるといったところもございます。制限価格について、予定価格は入札前に公表してますので、なぜ制限価格を事前には公表しないかといえ、下にそろって、今回のようなくじになるという可能性もございますので、入札前には公表しないということになっております。

それで、制限価格等につきましてはうちの基準もございまして、その範囲内で設定はできるわけですが、理由がない限りは通常の計算の仕方で行っていきますので、まあならったというようなことでもございます。今後は制限価格を公表するのはどうかということも含めて検討もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 町長、最低制限価格の関係ですが、もっとわかれば、私が業者の社長であれば、もっと低くて落とそうと考えたとき、あるとする場合に、最低価格が大体予算の検討の中で私が1億で落とそうと思ったのが、1億まあ1,000くらいで最低じゃなといったら、1億1,000万、1,000万上乗せになるわけですね。それだけ税金が必要なけども、やっぱ税金がある面では無駄になるわけですね。

だから、そこら辺で十分この最低制限価格というのは検討してもらいたいというふうにするのと、余りにも偶然過ぎて、その予定価格が1億5,674万5,000円という金額の中でぴったり7万円まで合致するというのはね、まあ普通素人では摩訶不思議と言わざるを得ません。そういった意味で、十分その最低制限価格がわからんような形といったら失礼ですが、もう少し過去のデータからぴったりわかるような、これでは余りにも最低制限価格というものを設定する意義がありませんので、町長、ひとつよろしく願いたいのと、今、副町長では5業者が町内で入札参加できるということになりましたので、町長、庁舎については、県内業者を含めて入札に参加さすとかいうのは、今、どうお考えですか。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 最低制限価格を含めて、入札のあり方については合併をしてからずっといろいろと模索もしてまいりまして、今やっとまあ1つの基準ができたかなという

ふうにも私としては思っているところでございます。

しかし、議員さんおっしゃられるとおり、最低制限価格につきましては今回のような事態に至ったわけで、もう一度見直す必要がありはしないか。それと、予定価格の公表についても考えていく必要がありはしないかなというふうに思っているところでございます。

この公共工事の入札については、本町だけではなくて、県のほうも国もいろいろ見直し見直しを行いながらやっているところでございまして、そういった国・県の動向も見ながら本町も歩調を合わせてまいっていききたいというふうに思っているところであります。

また、本庁舎の建設については、私はできるだけ地元のほうの業者の優先をして、業者、地元にお金を落としていきたいという考えは基本的に持っているところでございます。

しかし、庁舎の構造であるとか、そういった専門的な点でなかなか町内の業者で無理ということであれば、県内あるいは県外の手先の業者、そういったものも視野に入れる必要も出てくる可能性もなきにしもあらずということではございますが、できるだけ分割発注等も行いながら町内の業者を優先して、町内のほうにお金を落としていきたいと、それは基本的な考え方として進めていきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 今のことに関連をいたしますが、ちょっとお伺いをしたいと思いますが。

これ、予定価格と、それから最低制限価格ですが、その中で落札率、両方ともこれ90%になっていると思いますが、こう計算してみると。この90%という理由ですね。どういう理由でその90%としたのかということをお伺い、これ、掛けたらすぐわかるわけで、最低価格はすぐわかります。ですから、そういうその90%にした理由だけちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長仲治幸君。

○管財契約課長（仲治幸君） お答えをいたします。

この最低制限価格でございますけども、これは全国的に70%から90%の範囲で上げましょうという1つの規定がございます。

で、その最低制限価格を設けている理由としては、工事の品質を守るためと、余りにも低価格で落札をして粗悪な工事になってはいけませんよという1つの規定がございます。

もう一つは、例えば下請けに出した場合に、下請けの業者が困らんような価格というのも1つそういったところにありますので、そういった規定を設けて町の場合は、まあ1つの、先ほど副町長が言われましたように、計算式をもって率を出しております。そういったことで、過去のデータを見れば同じような類の工事、あるいは金額の面の工事を見ればある程度推測はできるというところで、この4業者がそろった価格になったというところでございます。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 大体わかりました。70%から90%を旨とすると。

その90%、これ双方とも、まあいわば90ではないかなというふうに思いますが、これ、わかりますかね、これでしたら大体、入札の経過を見るとこういうことになる。で最低制限価格が、先ほど田邊議員が言うたものに対しては1億4,107万円ですか。ですから、大体4業者が一緒になって90%で行っておるということですが、やはり一般競争入札の場合には余りそういうこれ、競争したかどうか、まあ言うたらこれ以下になると失格になりますので、これは難しいということになります。この90にしたというのが非常にわかりにくい。ですから、設計の段階、あるいは建築の場合には非常に利益率が低いということからこういうふうになったのか、それともこれが妥当な線なのか、そのあたりがちょっとわかりにくいという思いがあったので質問、質疑をしたわけでありまして、わかればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） この制限価格の設定につきましては、うちのほうもある一定基準をもって設定をしております。

ただ、国土交通省の基準に基づきまして、うちのほうも設定をしゅうわけでございますが、特に建築工事については国土交通省の基準で行きますと、90を超える、91とかそういうふうになることが結構多いございまして、多いございましてというか、去年、今年の分についてはほとんど90を超えるという。そしたら90を超えるとうちの契約規則の10分の7から10分の9までの範囲内におさまりませんので、そういう設定はできませんので、90を超えた場合には90で打ち切りがないといけないということになります。

実際には、ほかの工事で行った場合には、89点何ぼとかいう計算も実際にはございまして。たまたま建築工事については、基準どおりの計算で行きますと90を超える場合がほとんどでございまして、そういう結果になったということでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） 同じ68号の件でちょっと理解できないというか勉強不足の点もありますので、ちょっとお伺いしますけれども。

今、副町長のほうから、2名の議員からの質疑で大体はわかったんですけども、例えばこの落札記録を見ますと、いわゆる失格になった業者が2業者います。いずれもこれは町外の業者で、1社は県の会長を務めている大きい会社だと思いますけれども、建設業の、その業者がいわゆる失格と。それで先ほどの説明されたように、いわゆる最低制限価格から下回ったということで、この2社が失格になったということだと思えるんですけども。

そこで、今の副町長の答弁で、四万十町としての建築の場合の基準があると、こういうことを聞きました。これがやっぱり品質であるとかそういったことを守るために90%ということを知りましたが、そこで1点だけお伺いしますが、例えばこの失格になったこれ、町外の業者さんはやはりある一定大きな会社なんで、積算も、これぐらいたったうちとしては利益が出るということを踏まえて、恐らく積算して入札に参加したと思うんですけども。それで町外と町内、四万十町のいわゆる建築の基準、この違いというのは、先ほど安全とか品質とかいうのがありますけれども、こういった点が違うのか、その点ちょっとお伺いします。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長仲治幸君。

○管財契約課長（仲治幸君） お答えをしたいと思います。

ただいま議員さんおっしゃられるとおり、この2社につきましては最低制限価格を下回っておりました。ということで、入札心得によって失格ということにしたところでございます。

町内と町外業者の制限というのは全くございません。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第67号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

これより議案第68号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第10 議案第69号町道路線の廃止について、日程第11 議案第70号町道路線の変更について、日程第12 議案第71号町道路線の認定について、以上議案第69号から議案第71号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第69号から71号まで町道路線のそれぞれ廃止・変更・認定について、3議案を一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第69号町道路線の廃止についてでございますが、整理番号（窪川）421

号替坂本辻ノ川線、（窪川）４６７替坂本宮ノ地線、（窪川）４４１平串線でございます。当路線は、高速道路に関連をし、経路を変更して整備をされた路線でありまして、新たに町道として認定をするため、今回廃止をするものでございます。

続きまして、整理番号（窪川）６３２親ヶ内線、（窪川）６５０畝畑東線でございます。この２路線につきましては、それぞれ親ヶ内与津地線、畝畑線の一部として認定をするため今回廃止をするものでございます。

次に、議案第７０号町道路線の変更についてでございます。

整理番号（窪川）４１９替坂本弥太郎線、（窪川）４２０替坂本中岡線でございます。変更区間は高速道路の側道として現況町道の終点より整備をされた路線でありまして、今回終点の位置を変更し、町道として認定をするものでございます。

次に、議案第７１号町道路線の認定についてでございます。

まず１番目は、整理番号（窪川）５７７黒石川線でございます。当路線は東又小学校・東又保育所への通学、通園路として利用されることも多いため、今回町道に認定をし、維持管理を行うものでございます。

続きまして、整理番号（窪川）４２２影野藪ヶ谷山線、（窪川）４７０替坂本谷屋式山線、（窪川）４７１替坂本辻岡山線、（窪川）４７２本田寺カ谷線、（窪川）４７３本田高岡線、（窪川）４７４本田田中ノ窪線、以上６路線でございます。当路線は高速道路の側道として整備をされた路線でありまして、国土交通省よりの敷設移管に伴い、今回町道に認定をし、維持管理を行うものでございます。

続いて、整理番号（窪川）４２１替坂本辻ノ川線、（窪川）４６７替坂本宮ノ地線、（窪川）４４１平串１号線、（窪川）４７５平串２号線、以上４路線でございますが、当路線は高速道路の工事用の道路として改良したことにより、町道路線の経路を変更したことに伴う認定でありまして、路線を一度廃止した後、再度認定を求めるものでございます。

続いて、整理番号（窪川）６３２親ヶ内与津地線、（窪川）２４９若井高野線、（窪川）４１４魚ノ川線、（窪川）５１８藤ノ川神野々線、（窪川）５２７黒石西野地線、以上５路線でございますが、当路線は農道として整備をされた路線でありまして、農道として町が維持管理を行っている路線ではありますが、一般車両の交通も多い生活道であるため、今回町道に新たに認定をし、維持管理を行おうとするものでございます。

続きまして、整理番号（窪川）５７８志和峰志和越線、（窪川）６５０畝畑線ござい

ます。当路線は農道として整備をされた路線でありまして、人家地帯への連絡道としても重要であり、一般車両の交通も多い生活道であるため、今回町道に新たに認定をし、維持管理を行おうとするものでございます。

続きまして、整理番号（窪川） 5 7 9 親ヶ内野中線でございます。当路線は道路沿線に民家が4戸存在をし、地域の生活道として利用されておりますところから、今回町道に認定をし、維持管理を行うものでございます。

続いて、整理番号（窪川） 1 1 9 窪川駅中央線でございます。当路線につきましては、新庁舎の建設に合わせ、東西両庁舎をつなぐ自由通路として整備をし、駅前の分断解消と庁舎利用者への利便性確保を図り、歩行者専用の町道として維持管理を行おうとするものでございます。

続いて、整理番号（十和） 3 1 0 3 2 十川一ノ瀬線でございます。当路線は、県道十和吉野線十川工区のバイパス工事の整備によりまして、旧十和吉野線の一部である路線延長 5 2 0 mが高知県よりの敷設移管に伴い今回町道に認定をし、維持管理を行うものでございます。

続いて、整理番号（十和） 3 1 0 7 2 下田線でございます。当路線は、2戸の人家を結ぶための生活道路として整備をされた道路であり、一般車両も利用されることから今回町道に認定をし、維持管理を行うものでございます。

以上、廃止について5路線、変更について2路線、そして認定について22路線につきまして一括して提案をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） 71号町道認定の件で、整理番号（窪川） 1 1 9 番窪川駅中央線の認定について、ちょっと1点だけお伺いします。

この資料の37ページに、駅を挟んで東庁舎、西庁舎をつなぐ自由道路ということですが、けれども、この線路を挟んだ以外に東ではかなり長方形の広い部分、それから西では正方形に近いかなり広い部分も町道として認定されるということだと思わうんですけれども、この部分への、当然、道ですので駐車はできないと思わうんですけれども、まずその点につい

てお伺いします。

○議長（宮地章一君） 庁舎建設担当政策監森武士君。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） それでは、町道窪川駅中央線の西と東の広まった用地についてのご質問でございます。

今回町道認定ということで、議案として提案をさせていただいておりますけども、これについては国の社会資本総合整備交付金、こちらが用地の取得費についても充当ができるということで、事業の前提として町道の認定議案を提出させていただいたところであります。基本計画の位置づけの中では、自由通路をつなぐ東西のイベント広場といった位置づけで整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第69号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号町道路線の廃止についてを採決します。

議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

これより議案第70号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号町道路線の変更についてを採決します。

議案第70号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

これより議案第71号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号町道路線の認定についてを採決します。

議案第71号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第13 議案第72号高幡身体障害者療護施設組合規約の変更について、日程第14 議案第73号四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例について、日程第15 議案第74号四万十町窪川ふるさと未来館条例の一部を改正する条例について、日程第16 議案第75号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について、日程第17 議案第76号四万十町税条例の一部を改正する条例について、以上議案第72号から議案第76号までの5議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第72号から議案第76号まで5議案を一括提案を差し上げて説明を申し上げます。

まず、議案第72号高幡身体障害者療護施設組合規約の一部を変更する規約につきましてご説明をいたします。

現在、身体障害者福祉法のもとで、高幡身体障害者療護施設組合を関係5市町により一部事務組合として組織をいたしております。平成17年に障害者自立支援法が公布をされて、旧法により運営されている当施設の新法施設への移行の期限が平成24年3月31日と迫っており、このたび当施設を新体系へ移行するに当たりまして、組合の規約を変

更するものでございます。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定で関係地方公共団体への協議によりこれを定め、協議につきましては地方自治法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要というふうにされております。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第73号四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

「総合振興計画審議会は、総合振興計画に関する策定及び実施に関して必要な調査及び審議を行い、その結果を町長に答申、または建議をする」というふうに規定をされております。また、組織の構成としましては、教育委員会、農業委員会、地域審議会の各委員、区域内の公共的団体、学識経験者のうちから町長が委嘱、または任命するようになっております。

四万十町意見公募手続条例第3条第3項には、「政策等の立案に関し審議会等を設置する場合においては、公募による審議会等の委員枠を設けるように努めなければならない。」とされていることから、条例の一部を改正し、新たに公募の枠を設けようとするものでございます。

なお、公募による委員の枠につきましては、四万十町意見公募手続条例施行規則の第3条で、「概ね委員の数の3分の1以上2分の1未満」と規定をされていることから、今回8人とさせていただいております。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第74号四万十町窪川ふるさと未来館条例の一部を改正する条例の提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町窪川ふるさと未来館は、町民の主体的参画のもとに自由な発想による住民主体の地域づくりを支援し、その効果が広く地域に波及をしていくことを目的に、平成16年に設置をされた施設でございまして、現在各種会議を初めとして、地域のコミュニティー活動や各種サークル活動等の場として多くの方に利用されております。

その利用料につきましては条例に基づき納めていただいておりますが、公共的団体や周辺地域の地区会の会議等に使用する際において、利用者の方等から使用料を免除等していただきたい旨の要望も出ているところでございます。

特に、窪川街分地区につきましては集会所等の施設がない地域が多くございまして、地

区会等を行う際に当該施設を利用する場合もあり、その使用料を納めている状況となっており、無償で利用できる集会所等の施設のある地域との間に差異があるところでもあります。

このようなことから、地域のバランス等を考慮し、今般、新たに使用料の減免の規定を設けるとともに、公共団体や公共的団体等が使用する場合においても公益性等を考慮し、必要に応じて減免等を行い利用者の利便性を図ろうとするものでございます。

また、名称を「窪川ふるさと未来館」から「四万十町窪川ふるさと未来館」に変更するものでもございます。ご審議の上よろしく願いを申し上げます。

次に、議案第75号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は、四万十町木屋ヶ内220番地2に設置をしております四万十町木屋ヶ内集会所を地元集落に譲与をすることに伴い、四万十町集会所等条例により当該集会所を削除しようとするものでございます。

最後に、議案第76号四万十町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税制におけます東日本大震災被災者への対応の第1弾として、地方税法の一部を改正する法律等が平成23年4月27日に公布をされたことに伴いまして、関係する事項について町税条例の改正を行うものでございます。

今回の地方税法の改正におきましては、東日本大震災被災者に対する各種の特例措置が講じられており、その中で町税条例に規定すべき3項目について、附則への追加規定を行うものです。

条例の内容につきましては、第1点目として、附則第22条において、「雑損控除の特例に関する事項」を規定しており、東日本大震災において、住宅や家財等について生じた損失の雑損控除については、平成23年度住民税での適用を可能といたしております。

2点目として、附則第23条において、「住宅借入金等特別税額控除の特例に関する事項」を規定しており、適用を受けていた住宅が東日本大震災により滅失等しても、控除対象残期間について控除対象とできることといたしております。

3点目といたしまして、附則第24条において、東日本大震災により損壊等した家屋の敷地について、住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けていたものについては、平成33年度まで対処できることに伴う申告手続等を規定したものでございます。

以上が今回の条例改正の内容となっております。

なお、冒頭に申し上げました地方税法における今回の改正につきましては、第1弾としての緊急対応ということでございまして、国におきましては全体の復興支援策の中で地方税制で対応すべき事項について今後取りまとめを行い、第2弾の改正も予定をされていることとなっておりますことをご報告を申し上げます。

以上、5議案につきまして、ご審議の上ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第72号から議案第76号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査、研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号から議案第76号までの5議案について質疑・討論・採決は議案の精査、研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第18 議案第77号平成23年度四万十町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第77号平成23年度四万十町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は、当初予算計上を控えておりました庁舎建設用地購入に係る追加分など、事業の遂行に当たりまして早急に対応せざるを得ない経費についての予算措置が主なものでございます。

主要事業の概要につきましては予算資料として配付をさせていただいておりますが、歳出内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず総務費の企画費でございますが、十和地域で本年6月までの予定で生活交通再編の試験運行を行っておりますが、地域住民の満足度や利用状況など一定の効果や実績があることなどから、路線バスとして本格運行に取り組むことといたしました。

試験運行期間終了後にスムーズな本格運行へ移行するためには、地域や関係機関との調整期間が必要でありまして、今回7月までの延長分として試験運行委託料約53万8,000円を追加計上いたしております。

また、十和地域での検証を踏まえ、大正地域で新たな再編ルートを構築し、来年1月の試験運行に向け、現在地域や関係機関と協議中ではありますが、試験運行用小型バス車両の早期の発注が必要なことから県とも協議を行い、今回の補正で試験運行車両購入費約572万円並びに試験運行委託料約125万6,000円の追加補正を行ったところでございます。

さらに、路線バスの利便性と利用促進を図るため、有限会社北幡観光自動車の老朽化したバスを低床型バスに更新をする費用として、県補助金を活用した路線バス車両購入費補助金1,710万円を新たに計上し、四万十町ホビー館のオープンに向けた定期便の増便計画への対応など、公共交通の利用促進を図る予定であります。

また、本年3月に完成をしました打井川地域づくりセンターではホビー館も含めた利活用計画を進めておりますが、使用不能となった劣化した座卓などの更新費用として備品購入費に50万円を追加したほか、区長連絡会視察研修事業の研修先の決定に伴います貸し切りバス借り上げ料の追加なども行っております。

庁舎等の整備事業費では、当初計上を見送りをしておりました本庁舎建設予定地でありますJR窪川駅東西の四万十農業協同組合所有の用地及び物件の移転補償等について双方で協議をした結果、用地価格等の交渉が整いまして、今回用地購入費1億797万1,000円、物件移転補償費1億2,000万円を追加計上いたしました。

なお、今回の補正計上分につきましては市街地整備として国庫の補助対象となるため、国の交付金5,705万2,000円を追加し、併せて土地開発基金所有の土地購入費に施設等整備基金1億8,050万円を繰り入れることとして財源の変更も行っております。

続きまして、農林水産業費の農業費でございますが、農業者戸別所得補償制度の推進事務について、大正・十和地区では高知はた農業協同組合が事業主体となり実施をすることが確定をしたことから臨時賃金から補助金への組み替え、また県補助事業の名称変更による補助金名の校正を農業振興費で行っております。

林業費の林業振興費では四万十町、四万十市、中土佐町及び三原村の4市町村内で生産をされますヒノキの利用促進を図るため、四万十ヒノキのブランド化に向けた4市町村協

定を本年２月に締結をしたところでございますが、その推進協議会が７月に発足をする予定であるため、活動費として負担金２０万円を新たに計上したほか、県のシカ被害特別対策事業に新たに追加をされた防除対策事業を受け、農林業従事者が早急な金網柵設置等の被害防止対策を実施できるよう補助金１０９万３，０００円も追加措置をしたところでございます。

次に、商工費でございますが、経年劣化した興津第二縫製共同作業所の屋根及び外壁を早急に修繕する必要があるため、商工総務費に修繕工事費９９万８，０００円を、昨年の実績を上回る申請件数などにより不足見込みであります商工業振興事業助成金に３００万円の追加補正を、商工振興費にそれぞれ追加計上をいたしたところでございます。

また、四万十町ホビー館につきましては、雨天時の利便性の向上を図るため、地域と協議の上、交流広場の土の部分オープンまでに砕石舗装とするため、その整備工事費に１３７万６，０００円を、さらに四国サイクリングプロジェクトとして行われます自転車の旅を通じて、四万十川中流域の本町の魅力を体験するとともに、サイクリングコースとして検証をし、モデルコース化を目指しておりますコグウェイ四国実行委員会への補助金１００万円を観光費にそれぞれ追加計上をし、観光産業の振興を図ってまいります。

続いて、地震・津波への災害緊急対策及び東日本大震災への支援について、今回早急に対応すべき事案について、土木費及び消防費に計上をいたしたところであります。

土木費では、海岸部においては津波からの早期避難が重要であることから、避難路でもある橋梁の耐震補強を早期に図ることとし、今回興津大橋の耐震設計委託料１００万円を道路橋梁費の道路維持費に計上し、実施設計完了後に早期に耐震補強を進めてまいりたいと考えております。

消防費では、東日本大震災の被災地域への支援経費として、３月の備蓄物資提供による補充分の購入費を初め、宮城県より要請のありました職員延べ１１名の派遣経費を新たに計上したほか、本町の災害対策本部用の防災物資など総額４２３万円を防災費に追加措置をいたしたところでございます。

なお、引き続き南海地震等の本町における被害想定につきましては関係機関と見直しを図るとともに、公共施設整備などのハード対策のほか、地域での防災力向上への支援に努めてまいります。

最後に教育費でございますが、社会教育費の社会教育総務費では、申請中でありました宝くじ助成事業の内示決定により、太鼓の購入と修繕費用に係る四万十川轟太鼓保存会へ

の補助金 250 万円を、文化財保護費では国庫補助の減額内示により沈下橋安全基準調査費及び文化的景観説明版設置費を減額をするとともに、重要構成要素において大規模な現状変更が必要な場合には、専門的見地の検討を踏まえて文化庁への届け出が必要なことから、専門家や事業関係者によります文化的景観整備検討委員会の開催費用を追加しております。

保健体育費の保健体育総務費では、社会体育施設として開放しております大正中学校グラウンドの利用者に対する熱中症対策や利便性などを考慮し、早急に屋根つきベンチを設置することが望ましいため、設置予定団体であります地元のスポーツクラブに対し、設置費用 76 万 5,000 円を補助金として交付をするため追加補正を行いました。

以上が歳出の主な内容であります。一方これを賄う歳入につきましては第 1 表に記載のとおり、地方交付税、国庫支出金、県支出金、基金の繰入金及び諸収入の追加、本庁舎建設事業の財源変更による町債の減額計上となっております。

これによりまして、今回の補正額は歳入歳出それぞれ 2 億 6,870 万円の追加計上となっており、累計の予算額は歳入歳出それぞれ 150 億 8,370 万円となっております。

また、地方債の補正につきましては第 2 表地方債補正のとおり、合併特例事業債の限度額を変更しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 77 号について質疑・討論・採決は議案の精査、研究をして、後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号について質疑・討論・採決は議案の精査、研究をして、後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第 19 陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情は、お手元に配付しております「請願・陳情文書表」とおりです。

会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時34分 散会